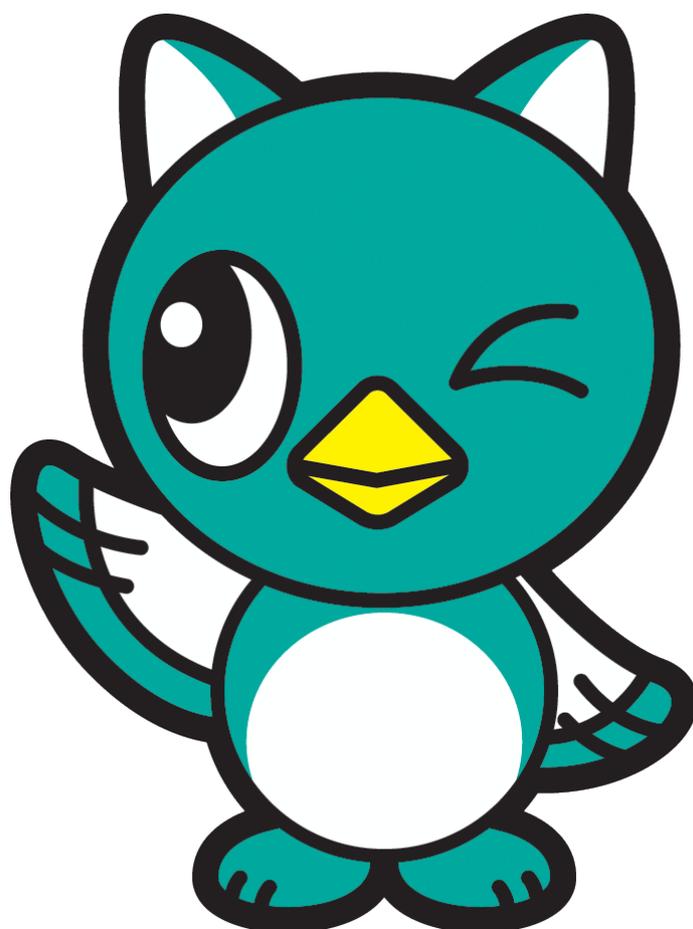


令和6年度

旧阿蘇小・旧米本小・旧米本南小  
体育施設開放のしおり



八千代市イメージキャラクター「やっち」

# 旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校の 体育施設開放について

令和3年度末で閉校となった旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校の体育施設を、跡地の恒久的な利用方法が決まるまで、「旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設開放に関する要領」に基づき、暫定的な施設利用として開放いたします。本施設は他校の体育施設とは利用方法が一部異なりますので、本資料をご一読いただきますようお願いいたします。

なお、恒久的な利用方法が決定した場合や、その他、施設の維持管理が困難になった場合等は事業を停止する場合があります。

## 開放の概要

### 1 団体登録要件

- (1) 施設の近隣に居住する小学生（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に在学する者をいう。）で構成する指導者及び責任者が明確、若しくは近隣に居住する者で組織する責任者の明確な、スポーツ活動を目的とする団体であること
- (2) 10人以上かつ5世帯以上の会員を有し、会員の過半数が八千代市内在住・在勤・在学であること。なお、年度当初の登録において、会員の3分の1以上が他団体の会員と重複する場合は同一団体とみなす。
- (3) 普通救命講習修了者（申請時点において講習後3年以内であること）または以下の有資格者が、会員の中に2人以上いること。

- ①医師 ②歯科医師 ③看護師（准看護師を含む） ④救急救命士（消防士を含む）
- ⑤保健師 ⑥助産師 ⑦日本赤十字社の救急法の指導員認定証を持つ者
- ⑧日本救急医学会の講習を受講している者
- ⑨日本赤十字社の救急法の講習・実技を受講している者
- ⑩応急救護処置の知識を得ていることを証明できる者

※ 令和6年度当初年間登録申請時点において、普通救命講習会修了証の写しが2名分用意できない場合は、令和6年3月末までに受講し、修了証の写しを提出することを条件に申請受付をします。登録証及び許可書については、修了証の写しが提出され次第、発行します。なお、3月末までに修了証の写しが用意できない場合は、キャンセル扱いとし、4月以降の追加年間登録となりますので、予めご了承ください。

- (4) 営利を目的とする使用でないこと

## 2 開放施設

- (1) 旧阿蘇小学校：体育館
- (2) 旧米本小学校：体育館及び運動場
- (3) 旧米本南小学校：体育館及び運動場

※ 運動場の使用は、草刈りなどの維持管理ができる団体に限る。

## 3 開放期間

- (1) 令和6年4月1日～令和7年3月31日

(2) 次の場合は施設を使用することができません。

- ・ 8月中旬頃、12月27日～1月5日
  - ・ 市の行事や事業等で使用する場合
- ※ 以下の日程は、市の事業等で使用するため使用できません。

### 【旧阿蘇小学校体育館】

毎週月曜日午後6時～午後9時

毎週木曜日午前9時～午後9時

毎週土曜日午前9時～午後1時

### 【旧米本南小学校体育館】

毎週金曜日午後7時～午後9時

毎週土曜日午後3時～午後5時

- ・ 選挙事務で使用する場合
- ・ 施設の工事や保守点検を行う場合
- ・ 災害等により、避難所として施設を使用する場合
- ・ 特定の日に施設を使用したい団体から申請があった場合（単発使用）

## 4 開放時間

平日・土日・祝日を問わず、以下のとおりです。

体育館	午前9時から午後9時まで
運動場	4月～9月 午前8時から午後5時まで
	10月～3月 午前9時から午後4時まで

## 5 使用可能な種目

施設を使用可能な主な種目は以下のとおりです。その他の種目は文化・スポーツ課と協議する必要があります。

### (1) 体育館

- ・ バレーボール・ミニバスケットボール・バドミントン・卓球・体操・ダンス
- ・ ニュースポーツ（インディアカ・ユニホッケー・ソフトバレーボールなど）
- ・ 武道（剣道・空手道・少林寺拳法・合気道・居合道・なぎなたなど）

### (2) 運動場 ※運動場の使用は、草刈りなどの維持管理ができる団体に限る。

- ・ 少年野球・ソフトボール・少年サッカー・グラウンドゴルフ・ゲートボール

## 6 使用可能備品

市民体育館で改修工事が実施されるため、令和6年7月から令和8年3月の期間で、市民体育館の一部備品を旧3校（旧阿蘇小・旧米本小・旧米本南小）に移動する予定です。それに伴い、旧3校における使用可能な備品は下記のとおりとなります。

学校名	備品名	コート数	令和6年6月まで	令和6年7月から 令和8年3月まで ※予定
旧阿蘇小学校	バレーボール用支柱	1コート	4本	4本
	バドミントン用支柱	2コート	4本	4本
	卓球台		0台	9台
	ミニバスケットゴール	3コート	6か所	6か所
旧米本小学校	バレーボール用支柱	2コート	4本	4本
	バドミントン用支柱	2コート	4本	4本
	インディアカ用支柱	2コート	0本	4本
	卓球台		5台	10台
	ミニバスケットゴール	2コート	4か所	4か所
旧米本南小学校	バレーボール用支柱	2コート	4本	4本
	バドミントン用支柱	1コート	0本	2本
	インディアカ用支柱	1コート	0本	2本
	卓球台		0台	10台
	ミニバスケットゴール	2コート	4か所	4か所

# 登録申請

学校体育施設を使用する際は、以下のいずれかの登録申請が必要です。

当初年間登録：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、許可を受けた時間枠で年間使用することができます。申請は1団体1校、週1回の使用に限ります。ただし、使用年度中において追加申請する場合は、この限りではありません。

追加年間登録：当初年間登録で申請のなかった時間枠を年間使用することができます。

単発使用：特定の日付で1日だけ施設を使用することができます。【別紙1】参照。

※年間登録団体が、許可された時間内に練習試合、大会及びイベント等で使用する場合も、単発使用申請を行ってください。

## 【登録申請のスケジュール】

日 程	内 容
令和6年1月1日（日）	「広報やちよ」1月1日号 年間登録申請について掲載
1月11日（木）～1月31日（水）	申請書類配布 配架場所：市役所1F総合受付、文化・スポーツ課窓口 各公民館（大和田公民館除く）
1月15日（月）～1月31日（水） （土曜日・日曜日除く）	令和6年度年間登録申請受付 <u>※申請書は、1月31日（水）午後5時までに文化・スポーツ課窓口</u> に提出してください。（郵送・FAX・E-mail・教育委員会ポストへの投函は不可） 受付の際に下記の調整会議の日程表を配布します。
2月5日（月）～2月27日（火） （土曜日・日曜日・祝日除く）	調整会議 会場：教育委員会庁舎1階 第1・第2会議室 2階 大会議室
3月中旬～下旬	旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設使用団体登録証（以下「登録証」という。）・旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設使用許可書（以下「許可書」という。）を交付
4月3日（水）～	追加年間登録申請受付開始

※登録は単年度のため、複数年度にわたって使用していても優先的に使用できるものではありません。各自で市ホームページや広報やちよ等で登録申請のスケジュールを確認のうえ、申請書類を入手し、文化・スポーツ課までご提出ください。

## 1 当初年間登録

### (1) 申請書類を文化・スポーツ課に提出

- ・旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設使用団体登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）  
※責任者欄とその他の連絡先欄は同上とせず、別の会員を記入すること。
- ・会員名簿（氏名・年齢・住所・職業・電話番号を記入。※任意様式可）  
※実際に活動する会員のみ記入してください。保護者や付き添いは記入不要です。
- ・旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設使用許可申請書（第3号様式。以下「許可申請書」という。）
- ・旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設管理指導員選任届・救命講習修了証届  
※管理指導員は、施設の戸締りや清掃及び消灯の確認を行う施設管理に関する責任者です。会員の中から2人選任してください。
- ・同意書 ※責任者欄とその他の連絡先欄に記載した会員の押印が必要です。

### (2) 調整会議への出席

- 年間登録申請をした団体を対象に、施設の使用方法や希望時間帯が重なった団体同士の調整を行うための会議を実施します。会議参加の際は以下の点にご留意ください。
- ・必ず責任者もしくは決定権のある代理人が出席すること。
  - ・同じ時間帯に複数の団体の希望が重なった場合は、団体間で調整するものとし、決定が困難である場合には「くじ」で決定する。
  - ・会議を欠席した場合は申請をキャンセル扱いとします。

### (3) 登録証及び許可書の交付

文化・スポーツ課より登録証及び許可書を責任者宛てに郵送（3月中旬～下旬頃）

## 2 追加年間登録

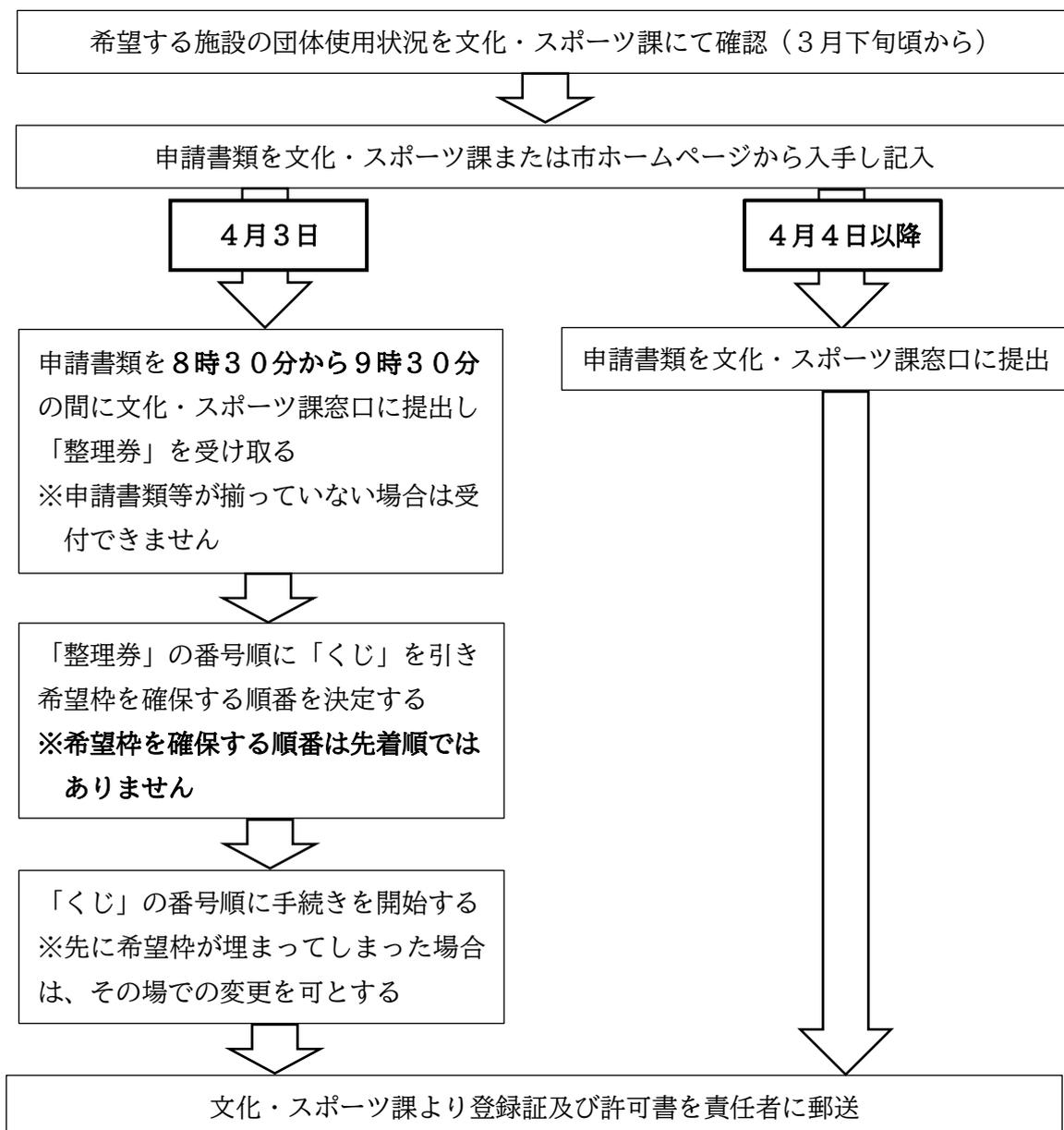
### (1) 申請書類

- ① 1 年間登録 (1) と同様
- ② 旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設共同使用同意書  
※年間登録済みの団体と重複する時間枠に申請する場合、併せて提出すること。

### (2) 申請手続き

下記のフローをご参照ください。

※例年申請初日は大変混雑するため、申請初日の4月3日と4月4日以降で申請方法が異なります。なお、4月2日以前の申請できません。



### 3 当初年間登録及び追加年間登録団体共通事項

#### (1) 施設の鍵の貸出し

- ・登録証及び許可書の発行を受けた団体は、両書類と鍵の借用書を持参うえ文化・スポーツ課窓口にて、施設の鍵の貸出しを受けること。
- ・鍵は各団体責任者が責任を持って管理すること。なお、鍵の複製は禁止とする。
- ・鍵を紛失した場合は、学校及び文化・スポーツ課へ速やかに連絡し、シリンダーの交換のうえ、学校、文化・スポーツ課及び他の使用団体の鍵を交換すること。なお、費用については鍵を紛失した団体が負担する。
- ・登録の取消しをする場合は、速やかに鍵を返却すること。

#### (2) 旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設開放日誌の提出

管理指導員は、活動日ごとの使用者数等を「旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設開放日誌（体育館・運動場）」に記入し、文化・スポーツ課へ提出してください。

なお、4月から9月の活動分は10月に、10月から3月の活動分は翌年度4月に提出してください。

提出方法：窓口・郵送・メール・FAX

#### (3) 登録内容の変更

責任者やその他の連絡先の変更、登録の取消し等、登録証・許可書の内容に変更が生じた場合には、速やかに「旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設使用取消・変更承認申請書」(第5号様式)を文化・スポーツ課窓口へ提出してください。なお、責任者やその他の連絡先変更の場合は、上記の申請書と併せ、申請書類のうち「同意書」再度提出してください。

#### (4) 使用許可の取消し

以下の行為が判明した場合、施設使用許可を取消します。

- ・虚偽の申請をしたとき。
- ・許可書に記載した事項と異なる使用をしたとき。
- ・使用上の注意事項を守らなかったとき。
- ・管理指導員の指示に従わなかったとき。

#### (5) 単発使用申請への対応

年間登録団体の単発使用申請への対応について、以下のとおりとします。

- ・「単発使用申請」に基づき施設使用を希望する団体がいた場合、原則として単発使用団体を優先するものとし、当該時間帯に年間登録している団体は活動を控えるものとする。ただし、同月内に単発使用団体からの申し出が複数あり、年間登録団体の活動を著しく妨げる場合は、申し出を断ってもよいものとする。
- ・単発使用申請手続きにおいて、日程調整のため、単発使用希望団体に年間登録団体責任者の連絡先を伝えることがありますのでご承知おきください。なお、連絡のあった際は互いに調整すること。

# 使用上の注意事項

## 1 施設使用について

- ・施設の使用は、当該団体が使用許可を受けた曜日・時間・会員登録した者のみに限る。
- ・幼児同伴のときは、保護者が付き添うこと。
- ・近隣住民への迷惑行為（路上駐車・喫煙・夜間の騒音等）を行わないこと。
- ・学校敷地内及びその周辺は禁煙とする。
- ・学校敷地内では、火気の使用を禁止とする。
- ・ゴミは持ち帰ること。
- ・敷地内に設置している水道の水は飲めません。
- ・学校敷地内で発生した盗難及び紛失等の責任は各自で負うものとする。
- ・工事区域及び立入禁止区域には立ち入らないこと。
- ・有事の際は、ドクターヘリ等の離着陸場となることがあるので、消防職員の指示に従い、速やかに離着陸スペースを空けること。
- ・体育館の破損箇所に触れたり、バリケードを移動させないこと。
- ・体育館の壁に向かって故意にボールをぶつけないこと。

## 2 駐車場の使用について

- ・駐車場等を使用する場合は、予め指定された場所を使用することとし、運動場への乗り入れ、近隣商業施設及び路上駐車は禁止とする。
- ・自動車の駐車は出来るだけ台数を減らすこと。

## 3 学校設備・器具等の使用について

- ・施設に変更を加えないこと。
- ・許可を受けた種目の器具以外は使用禁止とする。
- ・固定施設（遊具等）及び付帯設備（放送設備等）の使用を禁止とする。
- ・施設の消耗品（ボール、ネット、石灰（運動場のライン）等）の使用は禁止とする。
- ・指定された器具（清掃用具）以外を使用する場合は、文化・スポーツ課の許可を得ること。
- ・団体の用具等を施設に置くことを禁止とする。
- ・体育館は土足での使用を禁止とする。また、運動場はスパイクでの使用を禁止とする。
- ・運動場の状態が不良の場合は、使用を禁止とする。
- ・指定施設以外の場所（近隣店舗など）のトイレ使用を禁止とする。
- ・施設や備品の破損又は紛失の場合は、速やかに文化・スポーツ課に連絡し指示に従うこと。また、破損等の場合は、二次被害にならないよう応急措置をした後、団体の責任において速やかに原状回復し、後日事故の原因や修復経過等を「旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設開放事業事故報告書」にまとめ、文化・スポーツ課へ提出すること。

#### 4 後片付け（清掃・施錠・消灯）

- ・使用後は使用した器具等を元に戻し、きちんと掃除を行うこと。  
（運動場使用者が体育館内トイレを使用する際は、泥等の汚れに注意し終了後清掃を行うこと）
- ・施設利用後は必ずトイレ清掃を行うこと  
（複数の団体が同時時間帯に使用する（運動場を含む）場合は団体間で取り決めをする）
- ・施設の消灯及び施錠をすること。
- ・ラインを引いたときは、ラインを消すこと。
- ・学校敷地内から退出の際には門を閉めること。
- ・運動場の活動団体は、午後5時（10月から3月は午後4時）までに片付けを終えて必ず学校敷地内から退出すること。
- ・夜間活動団体は、午後9時までに必ず学校敷地内から退出すること。

#### 5 施設設備の確認

屋内施設使用団体は、施設利用前と後に壁面、床、窓ガラス、電球及びトイレなどに設備不良がないか点検すること。

#### 6 損害賠償

団体が、自己の責めに帰すべき事由により、体育施設又はその付属設備を滅失又はき損したときは、これによって生じた損害を賠償するものとします。

#### 7 スポーツ安全保険等への加入

施設使用時には会員の身体負傷など予期せぬ事態が起こりえます。特に近年では学校備品の器物損壊事故が多発しております。器物損壊の場合は団体にて費用弁償することとなるため、予め「スポーツ安全保険」等へ加入をお願いします。

## 連絡体制

### 1 施設を使用できない場合

- ・選挙事務により使用できない場合 → 学校体育館に掲示
- ・市の行事等により使用できない場合 → 市から団体責任者に連絡
- ・災害等により避難所として使用する場合 → 市から団体責任者に連絡
- ・施設の工事及び保守点検の場合 → 市から団体責任者に連絡

### 2 事故発生、施設・備品等破損、トイレ清掃関連の消耗品切れ、鍵の紛失の場合 団体責任者から学校及び文化・スポーツ課に連絡

## 連絡先

●平日（開庁時間 8：30～17：00）

担 当 課：八千代市教育委員会 文化・スポーツ課 スポーツ推進班

所 在 地：〒276-0045

八千代市大和田138-2

電 話 番 号：047-481-0305（直通）

F A X：047-486-4199

メ ー ル：supotul<sup>イチ</sup>@city.yachiyo.chiba.jp

●夜間・休日（開庁時間外）

連 絡 先：八千代市役所守衛室

電 話 番 号：047-483-1151（代表番号）

## 単発使用の申請手順について

